

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成30年12月26日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人 happiness

(2) 代表者名

宇野 明香

(3) 主たる事務所の所在地

京都市南区唐橋川久保町1-20

(4) 定款に記載された目的

この法人は、生活困窮世帯やひとり親世帯といった家庭環境に関係なく、子ども達が健全に育つ為、親や行政、地域、企業、関係団体と連携し、子どもやその家庭をサポートするとともに、その環境を整える為、社会的孤立を防ぐ地域づくりを行い、未来の日本を支える人づくりに寄与する事を目的とする。

2 申請年月日

平成30年12月14日

(文化市民局地域自治推進室)